

チェックしよう！ 鉱山保安マネジメントシステムに関する10のポイント

- 経営トップは、保安確保を経営と一体のものとして捉え、自らの保安に関する基本的な考え方(理念)や重点課題を『保安方針』として表明しているか。
- 経営トップは、保安確保のために十分な環境(人材や予算等)を整備しているか。
- 年度当初に『保安目標(保安方針に基づき、自らが達成すべきものとして定めた1年後の到達点)』を設定しているか。
- 『保安目標』は、達成するための手段を具体的に立案可能なもの、達成度合いを客観的に評価可能なものとしているか。
- 『保安目標』は、リスクアセスメントの結果や過去の目標の達成状況等を踏まえて設定しているか。
- 『保安目標』を達成するために、リスクアセスメントの結果として決定された措置の内容・実施時期、保安教育や保安活動の内容・実施時期等について、具体的に『保安計画(年間計画)』として策定しているか。
- 『保安目標』の達成状況及び『保安計画』の実施状況について評価を行い、問題がある場合は原因を調査し改善等を実施しているか。
- 評価は、パフォーマンス評価(実施した措置の効果に関する評価)と有効性評価(PDCAが有効に機能し保安向上につながっているかに関する評価)の2つの評価を実施しているか。
- 施業案変更のとき以外にも、事業を取り巻く環境の変化(組織の変更、操作方法の変更等)に応じて、リスクアセスメント(潜在するリスクを特定し、そのリスクの大きさを結果の重大性や発生可能性等により見積もり、優先度を設定し、リスク低減措置の内容を検討)を行っているか。
- リスクアセスメントの過程を関係者で共有しているか。リスク低減措置実施後、残留リスクの評価を行っているか(技術上の制約等により、リスクが残った場合や一時的にリスクを保有することとした場合は、その管理が必要)。

いかがでしたか？

該当数が多いほど、PDCAがより有効に回っているものと考えられます。各ポイントに関しては、別途「鉱山保安マネジメントシステムの構築及びその有効化のための手引書」P16以降に、他のポイントも含め、解説等の詳細を記載しております。また、これらのポイントを自己評価するための支援システムを用意しております。詳細については、下記のホームページをご参考になさってください！

(http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/03/250328-1.html)

産業保安監督部では、鉱山保安マネジメントシステムの構築とその有効化等に関する様々な情報提供や各種取組を行っています。お問い合わせは最寄りの産業保安監督部まで。 2013.3.28

第1 2次鉱業労働災害防止計画の概要

(計画期間:平成25年度～平成29年度)

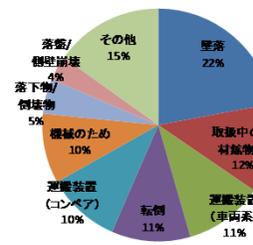
『鉱山保安マネジメントシステム』の構築とその有効化

①リスクアセスメントの充実等

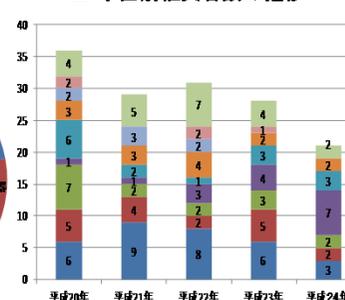
②マネジメントシステムの構築等

により、保安レベルを継続的に向上させましょう！！

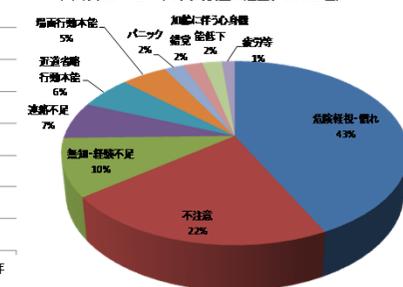
■ 事由別罹災者数の割合 (平成20～24年:145名)



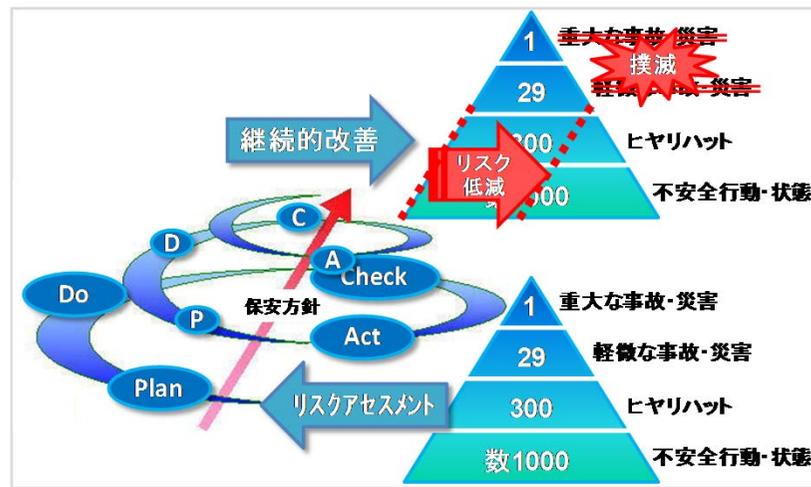
■ 事由別罹災者数の推移



■ ヒューマンエラー原因別割合 (平成20～24年:人的要因に起因する138名)



第11次鉱業労働災害防止計画期間中に発生した災害の分析



PDCAのスパイラルアップによる事故・災害の撲滅

経済産業省 商務流通保安グループ
 鉱山・火薬類監理官付

第12次鉱業労働災害防止計画(平成25～29年度)の目標及び主要な対策事項

I. 目標

各鉱山においては、

災害を撲滅させることを目指す。

全鉱山の災害発生状況として、

計画期間5年間の平均で、次の指標を達成することを目標とする。

指標1: 災害を減少させる観点から、**度数率0.85以下**

指標2: 重篤な災害を減少させる観点から、**強度率0.35以下**

注) 度数率: 稼働延百万時間当たり罹災者数
強度率: 稼働延千時間当たり労働損失日数

II. 主要な対策事項

1 鉱山保安マネジメントシステムの構築とその有効化

- 鉱山災害を撲滅させるためには、より高い次元で保安を確保する必要があり、これを実現するために、鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者及び国は、それぞれの役割を踏まえ、次の二つの取組を一体となって推進
- 国は、具体的な実施方法や優良事例等の情報についての提供等を行うほか、鉱業権者ととも毎年度取組状況について評価を行い、必要と認めた場合に追加の対策を実施

① リスクアセスメントの充実等

- ・潜在的な保安を害する要因を特定するための調査の十分な実施及びリスクの分析
- ・リスクの評価及びリスク低減措置の検討・実施
- ・リスク分析・評価過程の関係者間での共有及び残留リスクの適正な評価・管理

② マネジメントシステム(PDCAを回す仕組)の構築等

- ・保安方針の表明
- ・保安目標(達成に至る手段を具体的に立案可能で、達成度合いを客観的に評価可能なもの)の設定
- ・保安計画(目標達成のための実施事項、スケジュール等)の策定
- ・保安目標の達成状況及び保安計画の実施状況の評価等

2 自主保安の徹底と保安意識の高揚

- 鉱業権者、保安統括者、保安管理者、作業監督者、その他の鉱山労働者が、それぞれの立場と職責に応じて、自主保安を徹底
- 保安目標を達成するために必要な人員及び予算の確保
- 保安管理体制の充実、保安活動の積極的な実施及び保安教育の計画的な実施

3 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

- 「墜落・転倒」、「運搬装置のため」、「取扱中の器材鉱物等のため」及び「機械のため」による災害を着実に減少
- ヒューマンエラーによる災害を防止するため、人間特性を考慮したリスクアセスメントを徹底するとともに、本質安全対策、フェールセーフやフルプルーフを考慮した施設の工学的対策等を検討

4 基盤的な保安対策の推進

- 露天掘採場の残壁対策
- 坑内の保安対策
- 作業環境の整備
- 保安技術の向上とその活用

5 外国人研修生に対する配慮

6 単独作業及び非定常作業に対する保安管理

- 請負作業者を含め、単独作業及び非定常作業に携わる者の災害を防止するため、鉱山全体での保安管理を実施

7 国及び鉱業関係団体の連携・協働による保安確保の取組

- 国は、外部専門家による保安指導、鉱山労働者等を対象とした各種研修及び災害情報の水平展開等を充実
- 鉱業関係団体は、民間資格制度「保安管理マスター制度」の創設、運用を始めとした鉱山の自主保安体制強化のための支援等、災害防止のための活動を積極的に実施
- 両者は、それぞれの活動が有機的に機能し、保安レベルの継続的な向上につながるよう連携・協働を促進。特に、中小零細規模の鉱山に対してはニーズに応じてきめ細かな支援を実施する等、一定の配慮